

にかほ市における風力発電施設建設に関するガイドライン

(概要版)

1. ガイドラインの目的と役割について

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| 目的 | にかほ市内において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図ること。 |
| 役割 | 市民と行政および事業者等が協働により、豊かな自然環境を保全・創造し、風力発電の導入を支援するためのベースとなるもの。 |

2. 対象

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 対象施設 | ・風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（以下、「建設等」という。） ・発電規模が100キロワット未満の風力発電施設等については対象外。 |
| 対象地域 | 市内全域（本市行政区域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、適用） |

3. 建設等に当たっての調整手順

(1)市の窓口

総務部企画情報課（建設等について、市の所管課と協議するものとする。）

(2)風力発電施設等の建設に関する事前説明

| 説明者 | 相手方 | 説明段階 | 内容 | 添付書類 |
|-----|--------------|-------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 事業者 | 市 | 風況調査実施前 | 事業の概要 | 風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式1） |
| 事業者 | 自治会住民及び周辺地権者 | 環境影響評価の手続き前 | 建設等の地域及び規模の概要 | |
| 事業者 | 市 | 環境影響評価の手続き後 | 建設等の地域、規模の概要並びに方法書及び評価書案に対する意見書の内容等 | |

(3)風力発電施設等の建設等に係る届出

| 説明者 | 相手方 | 説明段階 | 内容 | 添付書類 |
|-----|-----|---------|---------------|----------------------|
| 事業者 | 市 | 風況調査終了時 | 建設等の地域及び規模の概要 | 風力発電事業の実施に係る届出書（様式2） |

※ 届出書の提出後、計画に変更が生じた場合について準用する。

※ 市から必要な資料の提出を求められた場合においては、事業者は速やかに書類を提出するものとする。

(4)法規制に係る協議

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制（別表1）について、市の関係各課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

(5)環境影響評価の実施

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| ア 環境影響評価の実施基準 | 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）が定める環境影響評価の手続きに基づく。 |
| イ 環境影響評価書を作成するための事前資料 | ・環境影響評価方法書 ・環境影響評価書案 （以下、「環境影響評価方法書等」という。） |
| ウ 追加項目 | ・振動 ・広告物 ・光害 ・文化財 ・工事中の環境影響評価 ・安全対策 |
| エ 環境影響評価方法書等を作成する場合の事前調整 | 各評価項目の内容について関係各課と調整を行う。 |
| オ 説明会等で聴取した意見の反映 | 環境影響評価方法書等の記載事項について検討を加え、その内容を環境影響評価方法書等及び環境影響評価書に反映させる。 |
| カ 公開及び意見聴取 | 当該風力発電施設等の発電規模に関わらず、環境影響評価方法書等を公開し、地域への情報提供及び有識者からの意見聴取を行う。 |
| キ 市への提出 | 環境影響評価方法書等を作成後速やかに提出する。 |
| ク 市からの意見 | 市は、提出された環境影響評価方法書等に対して、意見を述べるができる。 |

(6)自治会等の住民への説明

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| ア 説明会の開催 | 環境影響評価方法書等を作成した場合には、その都度、自治会等の住民に対して、環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催し、意見を求める。 |
| イ 議事録の調整及び写しの提出 | 説明会で出された意見を議事録として調製し、市に対して写しを提出する。 |
| ウ 自治会の同意 | 環境影響評価方法書等に基づく説明会を開催し、自治会の同意を書面で得る。 |
| エ 回答期間の設定 | 自治会の同意を得るに当たっては、自治会内の合意形成のための十分な回答期間を設ける。 |

(7)各種関連団体への説明

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| ア 説明義務及び意見の聴取 | 風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる各種関連団体に対して、当該建設事業について説明を行い、意見を求める。 |
| イ 市への報告 | 各種関連団体より出された意見を取りまとめ、市に対して報告する。 |

(8)市への説明および書類の提出等

| 主体 | 相手方 | 段 階 | 内 容 |
|-----|------|--|---------------------------|
| 事業者 | 市 | 環境影響評価方法書等の作成時 | 環境影響評価方法書等の提出及び事業内容の説明 |
| 市 | 専門家等 | 必要に応じて | 環境、景観又は住民生活への影響の観点から意見の聴取 |
| 事業者 | 市 | 3 ヶ月に 1 回以上 | 風力発電施設等の建設等に係る調査、計画の進捗状況 |
| 事業者 | 市 | 自治会の住民等及び各種関連団体への説明並びに NEDO マニュアルに基づく環境影響評価の手続きが全て終了した時点 | 環境影響評価書を作成後速やかに提出 |
| 事業者 | 市 | 環境影響評価書の提出後 | 市との協議及び必要な調整 |

4. 風力発電施設を建設する際の基準

| 項 目 | 内 容 |
|-------------|--|
| (1) 住宅等との距離 | 風力発電施設等との距離が地上と風車の最高点との長さの 4 倍以上。(その距離が 500 メートルに満たないときは、500 メートル以上) ※住宅等との距離は、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離 |
| (2) 騒音 | 環境基準が設定されている地域については、風力発電施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準の基準値を超えないもの。 |
| (3) 振動 | 風力発電施設等の敷地境界において、振動規制法(昭和 46 年法律第 64 号)に基づく地域の指定等の振動の規制基準を超えないもの。 |
| (4) 低周波音 | 風力発電施設から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないもの。 |
| (5) 電波障害 | ア：電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波のルートを調査し、これを避けて設置する。 イ：電波障害が生じる可能性のある施設が周辺に存在する場合には、総務省の各管轄地域の総合通信局「電波伝搬障害」担当部署に問い合わせるなど、別途検討する。 ウ：テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起ころうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じる。 |
| (6) 自然環境 | ア：環境影響評価を行い、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じる。 イ：鳥類に対する影響について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(H23.1 環境省自然環境局野生生物課)」により、必要な措置を講じる。 ウ：動植物に与える影響が回避できない場合には、市の関係各課と環境保全対策について十分な協議を行い、改善のための措置を講じる。 |

| | |
|----------|--|
| | エ：動植物に与える影響が甚大で、復元が困難であるとして、市から当該建設等の計画の変更または中止を求められた場合には、必要な措置を講じる。 |
| (7) 景観 | ア：環境省が定めた「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」により、良好な景観の形成に努めるよう計画する。 イ：景観資源の近郊に風力発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測し、その結果を市に対して提出する。 ウ：風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩については、周囲の景観と調和が図られるものとする。 エ：景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、市から当該風力発電施設等の建設計画の変更又は中止を求められた場合には、必要な措置を講じる。 |
| (8) 広告物 | 良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼす恐れのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示する。 |
| (9) 光害 | 照明器具等を設置する場合には、動植物への影響及び光害が発生しないよう、必要な措置を講じる。 |
| (10) 文化財 | 文化財保護法(昭和25年法律第214条)第1条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画する。指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても文化財に関する知見を有する者及び市文化財保護課から情報を聴取し、風力発電施設等の建設等の影響から保護するよう努める。 |

5. 建設等の工事中及び工事完了後における遵守事項

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| (1) 建設等の工事中の調査と報告 | ア：建設等の工事中の環境、景観及び住民生活への影響の状況を把握するための調査(環境影響評価書の記載事項を含む)を行い、工事の進捗状況とあわせて、調査の結果を市及び自治会の住民等並びに各種関連団体へ書面で随時報告する。 イ：調査の結果、風力発電施設等の建設等の工事による環境への影響が認められた場合には、改善のための措置を講じる。(市から改善のための措置を求められた場合についても同様とする。) |
| (2) 建設等の工事中における紛争の処理 | ア：風力発電施設等の建設等の工事に起因する紛争の予防に常に努める。 イ：紛争が生じた場合には、当該紛争の解決のため、誠意をもって適切かつ迅速な調整、対応を行う。 ウ：紛争の状況について、市に速やかに報告する。 |
| (3) 建設等の工事完了後における遵守事項 | (1)(2)の規定は、建設等の工事完了後における遵守事項について準用する。以下のとおり読み替える。 ・「建設等の工事中」→「建設等の工事完了後」 ・「工事の進捗状況と合わせて、調査の結果を」→「調査の結果を」 ・「風力発電施設等の建設等の工事」→「風力発電施設等」 |
| (4) 市の施策への協力 | 市が行う風力発電施設等に関する観光施策等に積極的に協力し、地域振興に努める。 |

6. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附則

このガイドラインは、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

別表1 想定される主な法規制

| 【風力発電施設建設に係る公的な法制限】 | |
|------------------------------|--|
| 法 規 | 内 容 |
| 建築基準法 | 高さが 15 メートル以上の工作物の建設に当たって建築確認の申請書を提出。 |
| 道路法 | 車両制限令で定める最高限度を超える特殊貨物の運搬の許可 |
| 河川法 | 河川区域内での建設又は一時的な占用や車両の運行を行う場合は河川管理者の許可。 |
| 道路交通法 | 車両の積載重量、大きさ若しくは積載方法の制限を超える運搬。 許 認 可：出発地警察署長 道路の使用：所轄警察署長 |
| 電波法 | 電波障害防止区域に建設する場合（31 メートル以上）は、総務大臣に届出。 |
| 航空法 | ・風車の最高点が 60 メートルを超える場合は、同じ高さのポールを設置。 ・昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）中光度航空障害灯（点滅灯）の設置。 国土交通省航空局電気機械課と調整。 |
| 消防法 | 建 材：使用する場所により難燃性や不燃性が定められている。 蓄電池：蓄電池の規模により許認可。 |
| 騒音規制法 | 騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7 日）にかほ市長に届出。 |
| 森林法 | 民有林、公有林内の建設で、開発面積が 1 ヘクタールを超える場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 保安林で立木を伐採しようとする場合は、大臣又は県知事の許可。 |
| 砂防法 | 砂防指定地域内での建設は、当該都道府県知事に又は所管土木事務所長に許認可の申請。 |
| 地滑り等防止法 | 地滑り防止地域での建設は、当該都道府県知事に許認可の申請。 |
| 自然環境保全法・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 | 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、生息地等保護区内において開発を行う場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 |
| 文化財保護法 | 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、法に定められた届出、若しくは通知。 建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届出。（実務は、市教育委員会経由、県教育委員会） |

| | |
|------------------|--|
| 農地法 | 農地又は採草放牧地に建設する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・4ヘクタール以下：県知事の許可。(2ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣と事前協議が必要) ・4ヘクタールを超える：農林水産大臣に転用の許可。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域内に建設する場合は、市に農用地除外の申請。 |
| 国土利用計画法 | 一定規模以上の土地取引があった場合は、土地を譲り受けた人が契約日を含めて2週間以内に当該市町村を經由して都道府県知事に届出。 市街化区域：2,000平方メートル以上 市街化調整区域：5,000平方メートル以上 |
| 都市計画法 | 都市計画区域内で既定の条件を満たしていない場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 |
| 自然公園法・秋田県立自然公園条例 | 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に対し、特別地域、特別保護地区、普通地域に分類して許認可又は届出。 |
| 港湾法 | 港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占用は、港湾管理者の許可。 |
| 漁港漁場整備法 | 漁港の区域内的の水域での工作物の建設は、漁港管理者の許可。 |
| 海岸法 | 海岸保全区域で工作物を設けて占用する場合は、港湾管理者の許可。 |
| 港則法 | 港内又は港の境界付近における船舶交通の安全のため、強力な灯火を使用してはならない。 |
| 航路標識法 | 航路標識と誤認されるおそれのある灯火をしてはならない。 |
| 漁業権 | 漁業権は、物件とみなし、土地に関する規定を準用。 |

その他

- ・施設の策定時に事前に埋蔵文化財の有無の照会を出し、その取り扱いについて事前の協議が必要。

(様式1)

年 月 日

にかほ市長 殿

住所 (法人は所在地)

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る事前協議届出書

風況調査に先立ち、下記のとおり〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

| | | |
|---|----------|--|
| 1 | 事業の名称 | |
| 2 | 事業主体 | |
| 3 | 事業予定地 | にかほ市〇〇 |
| 4 | 事業規模 | 出力 k w × 基 |
| 5 | 運転開始予定時期 | 年 月 日 ~ |
| 6 | 担当部署・担当者 | (TEL) (E-mail) |
| 7 | 関係書類 | ・ 事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール等) ・ 事業予定地の位置図 ・ 主な眺望点から景観の変化を予測した合成図等 ・ 会社概要 ・ その他 |

(様式2)

年 月 日

にかほ市長 殿

住所 (法人は所在地)

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る届出書

風況調査の終了に伴い、下記のとおり〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 事業の名称 | |
| 2 | 事業主体 | |
| 3 | 事業予定地 | にかほ市〇〇 |
| 4 | 事業規模 | 出力 k w × 基 |
| 5 | 運転開始予定時期 | 年 月 日 ~ |
| 6 | 担当部署・担当者 | (TEL) (E-mail) |
| 7 | 関係書類 | ・事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール等) ・事業予定地の位置図 ・主な眺望点から景観の変化を予測した合成図等 ・会社概要 ・自治会等の住民への説明会議事録及び確認書類 ・風況調査の結果 ・その他 |